

第2回分科会の開催結果について(概要)

1 日時・場所

平成30年3月7日(木)午後2時から3時間程度(@合同庁舎2号館第4会議室)

2 主な議論

【実車試験】

- ・ 自動車教習所において、運転免許の可否についての最終的な判断を行うための試験としての実車試験を行うことは、現実的に難しい面がある。自動車教習所が把握した高齢者講習における危険な運転者の情報を公安委員会に提供し、公安委員会が最終的に実車試験を行うこととしてはどうか。
- ・ 「実車試験」は新制度を作るコストが大きく、また、社会的受容性の問題もある。現在も高齢者講習で実車指導・運転能力の評価は行われているので、「実車試験」という方法ではなく、高齢者講習の実車指導により運転能力の評価を行い、運転免許証の自主返納を促すという方法もあるのではないか。
- ・ 実車試験の内容として、運転技能だけでなく、注意配分・複数作業など、認知や判断に係る部分についても重視することが重要である。また、この点は、実車試験の対象者とするかどうかの指標としても大事である。
- ・ 実車試験については、実際の道路交通の場面でどうしても必要という課題を行えばよいのではないか。

【限定条件付免許】

- ・ 運転免許の継続又は取消しという“オール・オア・ナッシング”の議論ではなく、社会的受容性を見ながら、限定条件付免許等の種類の導入について検討したほうがよい。この点、運転者本人の申請に基づく限定条件付免許は、社会的受容性が高いのではないか。
- ・ 運転者本人からの申請に基づく限定条件付免許の導入については、高齢者講習指導員が高齢者講習の受講者に行うアドバイスとして、自主返納以外の選択肢となる。
- ・ 公安委員会の審査を経て限定条件付免許を付与することとする場合、当該審査の内容を定めるのは困難であり、慎重な検討を要する。
- ・ 限定条件付免許の内容は可能な限り簡略化した方がよい。条件の内容としては、時間に関するもの(夜間走行禁止等)や場所に関するもの(高速道路走行禁止等)が挙げられる。
- ・ 限定条件付免許の導入に当たっては、全国的統一性にも留意する必要がある。